

募集

町田市男女平等参画協議会 市民委員

同協議会は、男女がお互いの人権を尊重し合い、自らの意思であらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、かつ、ともに責任を担っていくことのできる「男女平等参画社会」を目指す男女平等推進計画の推進状況の把握、点検、評価などを行うことを目的としています。

この町田市男女平等参画協議会の市民委員を募集します。
対市内在住で、男女平等参画社会の実現に向けて意欲的な方
任期4月～2023年3月
募集人数3人
報酬1回の会議出席につき1万円
選考論文
申募集要項を送付するため、電話で男女平等推進センターへ(町田市ホームページでダウンロードも可)。
 ※応募用紙と論文の提出期限は3月15日まで(必着)です。
問同センター☎723・2908

お知らせ

南町田グランベリーパーク駅 東バイク駐車が オープンします

4月1日(木)にオープンします。
 同駐車場は、定期利用のみの運営です。また設置及び運営は、(公財)自転車駐車場整備センターが行います。南町田グランベリーパーク駅まで徒歩約6分で、24時間出し入れ可能なバイク駐車場です。
申2月21日までに電話で(公財)自転車駐車場整備センター(☎03・6262・5322、受付時間=月～金曜日の午前9時～午後5時15分)へ(右記二次元QRコードで申し込みも可)。
 ※所在地、利用料金等の詳細は町田市ホームページをご覧ください。

問道路管理課☎724・3257
町田市の2050年の未来を考えるシンポジウム
 町田市と東京都市大学が共同で研究している「町田市未来都市研究2050」について、2020年度の結果報告を行います。
日3月26日(金)午後6時～8時
場渋谷QWSスクランブルホール(渋谷区)
 ※オンライン(Zoom)でも配信します。
定会場=50人、オンライン=300人/申し込み順
申2月17日正午～3月21日にイベントダイヤル(☎724・5656)またはイベシスコード210217Dへ。
 ※オンラインで参加希望の場合は、イベシスのみで受け付けとなります。
問企画政策課☎724・2103

みんなでつくる 未来のまち

公共施設の複合化に関するアンケート調査を実施しました

市では、町田駅周辺にある健康福祉会館と保健所中町庁舎の集約・建替えと木曾東にある教育センターの建替えを検討しています。市民の皆さんからアンケートでご意見を伺いました。

752人のご意見を一部ご紹介!

①健康福祉会館と保健所中町庁舎の集約・建替え

Q.どの場所に新しい保健施設があれば良いと思いますか(1つ選択)。

健康福祉会館の土地	26.7%
新産業創造センターの土地	19.7%
保健所中町庁舎、さるびあ図書館、子ども発達センターがある土地	16.4%
町田シバヒロ(旧市役所)	16.2%
町田商工会議所の土地	7.0%

②教育センターの建替え

Q.広大な土地の一部を民間に貸し出し、賃借料を建替え資金に充当することについて、どう考えますか。

- ・したほうが良い 47.7%
- ・どちらかといえばしたほうが良い 30.2%
- ・分からない 11.6%
- ・どちらかといえばしないほうが良い 3.2%
- ・しないほうが良い 2.5%
- ・無回答 3.3%
- ・その他 1.5%

皆さんからいただいたご意見を踏まえ、健康福祉会館・保健所中町庁舎と教育センターの建替え方針を策定し、3月に公表する予定です。

公共施設の未来を一緒に考えていきましょう。
 ご意見は企画政策課(☎city3270@city.machida.tokyo.jp)で受け付けています。

みんなで描くまちの未来 Vol.12

未来の町田のキャッチコピーが決定

問企画政策課☎724・2103

昨年11月～12月に実施した「未来の町田のキャッチコピーを選ぼう」には、1万446票もの投票をいただきました。ご投票いただいた皆さん、ありがとうございました。

その結果、選ばれたのは「なんだ かんだ まちだ」です。

一度町田から離れても、結局は町田に戻って落ち着くような、みんなに愛されるオンリーワンなまちのイメージを表現したキャッチコピーです。投票していただいた方からは「町田の最大の特徴“ちょ

うどいい”を捉えている」や「やっぱり最後は町田にいたい」などのコメントが添えられていました。

みんなの想いをつめこんで、(仮称)まちだ未来づくりビジョン2040は、2022年4月にスタートします。2040年の未来に向かって、「なんだ かんだ まちだ」を合言葉にみんなで一緒にいたいまちの姿を実現させていきましょう。

(仮称)まちだ未来づくりビジョン2040特設サイト

なんだ かんだ まちだ

ここでの成長がカタチになるまち
 わたしのココチよさがかなうまち
 誰もがホッとできるまち

高額介護合算療養費のお知らせ

問国民健康保険の高額介護合算療養費について=保険年金課保険給付係☎724・2130、後期高齢者医療保険の高額介護合算療養費について=保険年金課高齢者医療係☎724・2144

高額介護合算療養費制度とは、計算期間中(2019年8月1日～2020年7月31日)に世帯内で「医療保険」と「介護保険」の両方に自己負担額があり、その合計額が自己負担限度額(表1参照)を超えた場合に、申請すると超えた額が払い戻される制度です。ただし、自己負担限度額を超える額が500円以下の場合には支給の対象外となります。また、自己負担額には含まれないものもあります(表2参照)。

高額療養費・高額介護(予防)サービス費として、既に払い戻しを受けた方は自己負担額から差し引きます。また、70歳未満の国民健康保険加入者の場合、1か月に1つの病院等で支払った自己負担額が2万1000円未満の場合は、高額介護合算療養費の対象外です。

【対象者に申請のご案内をお送りします】
 後期高齢者医療保険は3月中旬、国民健康保険は3月下旬にお送りします。

なお、次の方には、ご案内をお送りできない場合があります。
 計算期間中に①市区町村を越えて住所が変わった②医療保険が変わった③医療保険の資格を喪失した。
 ※ご案内が届かない方で制度に該当すると思われる方は、2020年7月31日時点で加入していた医療保険担当へお問い合わせください。
 ※会社等の健康保険は、健康保険組合などへお問い合わせください。

表1 高額介護合算療養費自己負担限度額表

後期高齢者医療保険加入の方

所得区分	世帯限度額	
	課税所得	限度額
1 現役並み所得者(負担割合3割の方)	Ⅲ(課税所得690万円以上)	212万円
	Ⅱ(課税所得380万円以上)	141万円
	Ⅰ(課税所得145万円以上)	67万円
2 一般(1、3、4以外の方)		56万円
3 住民税非課税等	区分Ⅱ(住民税非課税世帯で、区分Ⅰに該当しない方)	31万円
4 住民税非課税等	区分Ⅰ(住民税非課税世帯で、世帯全員が年金収入80万円以下でその他の所得がない、または老齢福祉年金を受給している方)	19万円

国民健康保険加入の方(70～74歳)

所得区分	世帯限度額	
	課税所得	限度額
1 現役並み所得者(負担割合3割の方)	Ⅲ(課税所得690万円以上)	212万円
	Ⅱ(課税所得380万円以上)	141万円
	Ⅰ(課税所得145万円以上)	67万円
2 一般(1、3、4以外の方)		56万円
3 低所得Ⅱ(住民税非課税世帯で低所得Ⅰに該当しない方)		31万円
4 低所得Ⅰ(住民税非課税世帯で、世帯全員が年金収入80万円以下でその他の所得がない方)		19万円

国民健康保険加入の方(70歳未満)

所得区分	課税所得	世帯限度額
上位所得者	901万円超	212万円
	600万円超～901万円	141万円
一般	210万円超～600万円	67万円
	210万円以下	60万円
住民税非課税世帯		34万円

表2 自己負担額に含まれないもの

医療	保険外の診療、入院時の食費・居住費、差額ベッド代等
介護	保険外の介護(予防)サービス、入所時の食費・居住費(滞在費)、特定福祉用具購入費(特定介護予防福祉用具購入費)、住宅改修費(介護予防住宅改修費)